

東京都立大学 子ども・若者貧困研究センター

コロナ禍前後の子どもの生活困難 の比較

Working Paper Series Vol.35

阿部 彩

2023 年 11 月 30 日

この Working Paper の内容は著者によるものであり、当センターおよび東京都立大学の見解を反映したものではありません。なお、一部といえども無断で引用、再録することを禁じます。

子ども・若者貧困研究センター



TOKYO METROPOLITAN UNIVERSITY

東京都立大学

コロナ禍前後の子どもの生活困難の比較

Comparing the Hardship of poor families with children before and after the COVID-19

阿部 彩¹

1. はじめに

2020年に始まったコロナ禍によって、子育て世帯の生活困難に注目が集まっている。特に民間の支援団体等からは、食料の困窮など子育て世帯の抱える深刻な生活困難の報告がなされている。2022年に入ってから、コロナ禍による経済への悪影響に加えて、物価高騰による生活困難にも注目が集まっており、子育て世帯の危機的な状況があらわにされている（キッズドア 2023；NHK 2022/11/29）。一方、2023年7月に厚生労働省は「令和4年国民生活基礎調査」の結果の概要を公表し、2021年の相対的貧困率を発表した。それによると、2021年の子ども（18歳未満）の貧困率は前回の発表（2018年）から大幅に減少し、13.5%から11.3%となった。子どもの貧困率のみを見ると、その値は1980年代のレベルにまで下がったこととなる。

このような相反する報告の中で、子どものいる世帯の生活困難が、コロナ禍をまたいで、改善したのか、悪化したのか、実態が見えなくなっている。相反する理由としては、NPOなどが行っている調査においては、対象者が偏っていることや、生活困窮の測定方法がまちまちであること、また、政府の報告においては「所得」という一元的な指標で測っているため、物価の高騰やコロナ禍による生活様式の変化などを視野に含んだ分析ができていないことなどが考えられる。そこで、本報告では、所得と子どもの生活に着目した相対的剥奪指標を用いて、コロナ禍の前後において子どもの生活困難がどのように推移してきたのかを分析する。相対的剥奪指標は、国際的にも広く用いられている貧困の測定方法であり、所得を用いた貧困の把握を補完する方法として実績がある。用いるデータは、東京都の2区における子どもの生活実態調査である。この2区については、コロナ禍前の2016年度と、コロナ禍後の2022年度に同年齢の子どもに対する悉皆調査を行っており、一般児童を対象とするポピュレーション・アプローチのデータとして比較可能であり、さらに、所得以外に子どもの生活を広くカバーするデータを含んでいるため本報告の分析に適している。

本報告は以下のように構成される。まず、2節にてデータの説明を行う。次に、3節にて、用いる3つの生活困難の測定軸の定義とその測定方法について説明する。4節では、3つの測定軸の経年変化を概観し、その上で、5節にて、大幅に改善が見られた等価世帯

¹ 東京都立大学人文科学研究科 教授 兼 子ども・若者貧困研究センター長

所得について、その背景にある親の就労状況と勤労所得の変化を分析する。6節にては、改善がさほど見られなかった子どもの物質的剥奪について分析する。終節では若干の考察を述べる。

2. データ

本稿で用いるデータは、用いるデータは、東京都が東京都立大学子ども・若者貧困研究センターに委託して行った「東京都子供の生活実態調査」（以下、「2016 年度調査」と、筆者らが学変(A)22H05098 の一環として行った「2022 年度子どもの生活実態調査」（以下「2022 年度調査」）の二つのデータである。前者は、東京都墨田区、豊島区、調布市、日野市の小学 5 年生、中学 2 年生、16-17 歳の子どもを対象としており、後者は墨田区、豊島区、中野区の同学年（中野区は 16-17 歳のみ）を対象としている。2016 年度調査は、対象自治体の住民基本台帳から該当年齢の子どもを抽出し、その子どもと保護者宛てに調査票を郵送配布・回収した。2022 年度調査では、小中学生については公立小中学校にて該当学年の在籍児に学校にて配布し、郵送回収とした。有効回答数（率）など、調査の概要は以下の通りである。2016 年度調査は、2016 年 8～9 月に実施されており、2022 年度調査は 2023 年 1～2 月に実施されているため、両者にはコロナ禍を挟んで 6 年半の実施日の開きがある。2016 の調査データの利用については、東京都の条例に基づき、東京都立大学が研究目的のための二次利用許可を得た。2022 調査は、東京都立大学研究倫理委員会の承認を得て実施された（承認番号：H4-163）。

本報告では、両調査に共通する墨田区・豊島区の 2 つの自治体の小学 5 年生と中学 2 年生、16-17 歳のデータを用いる。分析対象となる標本数は、2016 年度調査では、小 5 は 1,308 票、中 2 は 1,372 票、16-17 歳は 1,220 票、2022 年度調査では小 5 は 1,063、中 2 は 627 票、16-17 歳は 908 票である。

<表 1 調査の概要>

3. 生活困難の定義と測定方法

3.1 生活困難の定義

本稿では、3つの側面（低所得、子どもの所有物と体験の剥奪、家計の逼迫）から子どもの生活困難を把握する。3つの側面は、本稿が用いる調査データの報告書にても採用されている「生活困難度」（阿部 2018）を構成する要素であり、それぞれ、以下を表している：

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 低所得 | 世帯における金銭的資源の多寡 |
| (2) 家計の逼迫 | 世帯における金銭的制約 |
| (3) 子どもの物質的剥奪 | 子ども自身の生活の質 |

1つ目の低所得は、一般的に「相対的貧困率」(厚生労働省 2023)と呼ばれるもので、世帯所得の社会全体における分布において一定の位置以下にある世帯の割合を示す。世帯所得は、その世帯における金銭的資源 (financial resource) の一つの源泉であり、多くの世帯においてはその最も大きなものである。そのため、世帯所得は、その世帯が消費することができるすべての可処分所得を含んでいることが望ましく、世帯の合算所得 (世帯内の全世帯員の所得の合計値) を、規模の経済を考慮するために世帯人数で調整した値を用いる。「一定の位置」(すなわち「貧困線」)とは、典型的には社会全体の世帯所得の中央値の 50%ないし 60%を用いることが多い。本稿では、データが一定の年齢層の子どもがいる世帯と社会全体の中では偏った標本であるため、貧困線は厚生労働省「国民生活基礎調査」から算出される値を用いる。

2つ目の「家計の逼迫」と3つ目の「子どもの物質的剥奪」は、Towsend (1979) による相対的剥奪 (relative deprivation) 理論の応用した指標である。相対的剥奪指標とは、生活の中の具体的な物品や活動をリストアップし、それらの充足を指標化したものである。現在では、Townsend (1979) のオリジナルの指標ではリストアップする項目は研究者が選択したが、その後に項目の一般市民に委ねる手法が Mack & Lansely(1985)に編み出され、現在においては多くの国(Gordon & Pantazis 1997; Gordon et al. 2000; Nolan & Whelan 2012)や国際機関(Boarini & Mira d'Ercole 2006; European Commission 2013; Guio et al. 2018)などで貧困を計測する手法として採択されている。日本においても、相対的剥奪指標の適応が可能であることが実証されている (阿部 2006 ; 阿部 2014)。

本報告では、「家計の逼迫」として剥奪指標を用いて、支払いが出来ない、必要なものを買うことができないなど、実質的な家計の状況を具体的にリストアップし、それらがどれほど該当するのかを測ることにより生活困難を測定する。「低所得」は、世帯内の金銭的資源の多寡を表しているが、実際の家計は収入と支出のバランスから成り立っており、所得のみにて家計の状況が決定されるわけではない。例えば、所得が一定程度ある世帯においても、医療費、住宅費、教育費などの支出、また、借金返済が多い世帯においては生活水準が低くなる。逆に、所得が少なくても、持ち家に住んでいる、健康である、教育費がかからないなど支出がかさまない世帯であれば、生活水準は低くならない。また、所得はフローの概念であるが、実際の家計においては、貯蓄や資産などストックの金銭的資源も用いられる。さらに、公的機関による非金銭的な現物・サービス給付や私的な物品のやり取りなどによっても、家計の状況は左右される。そのため、「低所得」のみによる生活困難の把握は完璧ではない (Stiglitz et al. 2009; OECD 2009)。本稿で用いる「家計の逼迫」の指標においては、「金銭的な理由で、電気料金を支払えない」など、実質的な家計の困難を表す変数を用いており、より直接的に世帯の生活困難を把握することができる。

三つ目の「子どもの剥奪」は、子ども自身の生活の質を測る指標である。「低所得」は、世帯内のすべての世帯員が同じ生活水準にあると仮定しているが、実際には、同一の世帯内であっても、世帯員によって享受する生活水準が異なることが多くの研究が実証されている

(Guio et al. 2018)。性別による世帯内資源の配分の不平等は広く報告されており (Zimmermann 2012 等)、また大人と子ども (Lanau & Fifita 2020; Main & Bradshaw 2016) の間、さらに、子ども間であっても子どもの性別や能力 (Giannola 2022) などによって、世帯内の資源が非均等に配分されることが多くの国で明らかになっている。また、子どもの貧困研究においては、「子育て世帯」の貧困ではなく、子ども自身の貧困を測ることの重要性が指摘されており (Ridge 2002; Main & Bradshaw 2012)、一つ目および二つ目の指標のほかに、子ども自身に焦点をあて、その子ども自身の生活水準を測ることが必要となる。本稿で用いる「子どもの剥奪」は、対象児童が「2 足以上の足にあった靴を持っている」「海水浴に行く」「習い事をする」など、現代日本において大多数の子どもが享受している物品や事柄について金銭的な理由で所有・経験することができない状況を表す変数から、子ども自身の生活の質の測定を行う。

これら 3 つの指標は相互に密接な関係にあるが、完全に重なるわけではない (Bradshaw & Finch 2003)。また、これらがそれぞれ独立的に子どものウェル・ビーイングに影響を与えていることが報告されている。Schenck-Fontaine & Panico (2019) は、イギリスの 18,000 人の子どものデータを用いた分析を行っており、低所得、物質的剥奪、家計ストレスのそれぞれ、そしてその組み合わせが、3 歳から 7 歳児の問題行動と関連しており、また、組み合わせの数が多いほど関連が強いことを示している。そのため、欧州連合 (EU) の「貧困と社会的排除のリスク (at risk of poverty and social exclusion)」率、UNICEF の「子どもの幸福度指標 (Child well-being index)」などは、低所得に加え、家計の逼迫、子どもの剥奪などいくつかの指標の組み合わせを用いて、子どもの生活水準を測定している。本稿が用いる 2 つの調査データの報告書で採用されている「生活困難度」指標もこれらに倣い、「低所得」、「家計の逼迫」、「子どもの物質的剥奪」の 3 つの要素から作成され、2 つ以上の要素に該当した場合を「困窮層」、1 つの要素に該当した場合を「周辺層」、どれにも該当しない場合を「一般層」と定義している (首都大学東京子ども・若者貧困研究センター 2017)。

3.2 生活困難の測定方法

3 つの要素について、用いられた変数とその定義を以下に示す。本調査は、子ども本人が記入する子ども票と、保護者が記入する保護者票からなっている。本稿が用いる生活困難に関するデータはすべて保護者票から得るものとする。子どもには、子ども本人が面するさまざまな生活困難があるが、これらは親が面する生活困難とは必ずしも一致しないことがわかっており、親から見た生活困難の方がより金銭的な困窮と密接な関係にある (阿部 2019)。本調査では、

低所得率については、「世帯全員の方の、おおよその年間収入 (税込)」(勤労収入、事業収入、不動産収入、利子・配当金、個人年金) をカテゴリー値 (0 円、1~50 万、50~100 万未満、以降 100 万単位、1000~1500 万円、1500~2000 万) の回答に、児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、年金、生活保護の年間受給額を加えた「世

帯所得」を世帯人数で除した値を用いる。この値は税・社会保険料込みの金額であるため、これを調査年当時に公表されていた最新の厚生労働省「国民生活基礎調査」から平均世帯所得（税込み）と平均世帯人数から算出する等価世帯所得（税込み）の中央値の 50%を基準とし、基準未満の世帯を「低所得」とした。

家計の逼迫については、電話料金、電気料金、ガス料金、水道料金、家賃について、過去 1 年間に経済的な理由で支払えないことがあった（5 変数）、また、過去 1 年間に「お金が足りなくて家族が必要とする食料を買えないこと」「お金が足りなくて、家族が必要とする衣類が買えなかったこと」が「よくあった」「ときどきあった」と回答（2 変数）した場合に、「家計の逼迫」があるとした。またこの項目は、7 つの変数から構成されるため、0 から 7 の値をとる指標として用いる。

「子どもの物質的剥奪」は、表 2 の 15 項目について、経済的な理由で子どもに「していない」、世帯に「ない」と回答した数が 3 つ以上の場合に、「子どもの物質的剥奪」が「ある」と判断している。また、この項目は 15 の変数から構成されるため、0 から 15 の値を取る指標として用いる。

<表 2 子どもの物質的剥奪に用いられた項目>

4. 3 つの軸の変化：2016 から 2022

3 つの軸（低所得率、家計の逼迫、子どもの物質的剥奪率）の 2016 年から 2022 年への経年変化を学年別に見てみよう（表 3）。小学 5 年生においては、全こども、ふたり親世帯、ひとり親世帯のどれを見ても、低所得率は統計的に有意に減少しており、同時に、ひとり親世帯では統計的に有意ではないが、家計の逼迫率も下がっている。一方で、子どもの物質的剥奪については、統計的に有意ではないものの、上昇または横ばいの傾向が見られる。

中学 2 年生、16-17 歳についても、低所得率については、同様に減少傾向がすべての世帯にて見られる。また、家計の逼迫についても、統計的に有意とはならないが減少傾向が確認できる。唯一、16-17 歳の全こどもにおいて増加しているが、ふたり親世帯、ひとり親世帯のそれぞれでは増加していないため、これは 16-17 歳にてひとり親世帯が増えたことによると考えられる。子どもの物質的剥奪については、中学 2 年生のひとり親世帯にて増加していることが懸念される。しかし、16-17 歳については、どの世帯タイプにおいても、減少しており、特に、ふたり親世帯では統計的に有意な差が確認できる。

<表 3 3 軸の経年変化>

これらの結果から、この 3 つの軸は必ずしも同じ方向に動いていないことがわかる。特に懸念される結果は、低所得、家計の逼迫が、大きい改善の傾向を見せているのに対し、一部

の年齢、世帯タイプにおいては子どもの物質的剥奪の状況が悪化もしくは変化がない点である。このような傾向が見られるのは、小学5年生のひとり親世帯とふたり親世帯、中学2年生のひとり親世帯である。そこで、5節以降では、低所得率の改善の背景にあると考えられる保護者の就労状況の変化と、子どもの物質的剥奪と所得の関連について見ていく。

5. 低所得率の変化とその要因

5.1 低所得率の変化

まず、等価世帯所得の平均値と標準偏差を年齢層別に集計した（表4）。すると、等価世帯所得の平均値においては、すべての年齢層において、2016年と2022年の間には1%水準の差が見られ、2022年値の方が2016年値を上回っていた。全世帯で見ると、小学5年生では335万円から448万円、中学2年生にて328万円から389万円、16-17歳では332万円から448万円に変化している。小学5年生と16-17歳では、等価世帯所得でみて100万円以上の差があり、この間の世帯所得の上昇が大きかったことがわかる。ちなみに相対的貧困率は社会全体の等価世帯所得の中央値の50%と定義されているが、社会全体の中には高齢者世帯も多く中央値はさほど上昇していない。そのため、本調査の対象である子育て世帯の低所得率が減少したと考えられる。世帯タイプ別に見ると、この傾向はさらに顕著に表れ、等価世帯所得の平均値の改善が見て取れる。一方で、標準偏差については、どの学年においても、また、ふたり親世帯、ひとり親世帯の両方において拡大傾向にある。すなわち、各学年、世帯タイプの中での格差が大きくなっていることを示している。

図1は、2016年と2022年の等価世帯所得の分布を比較したものである。どの学年においても、2016年調査では等価世帯所得が400万円から600万円に分布のピークがあり、分散が小さいが、2022年においてはピークが低くなり、より広い分散となっていることがわかる。等価世帯所得が600万円以上の世帯はどの年齢層でも増えており、逆に、200万円以下の世帯は小学5年生と16-17歳の世帯では減っている。中学2年生の世帯においては、200万円以下の世帯も若干増えている。すなわち、2016年に比べ、2022年の等価世帯所得の分布は、分散が大きく、子育て世帯の中において格差が大きくなっていることが伺える。

<表4、図1>

5.2 母親・父親の勤労収入

このような世帯所得の変化をもたらしている要因として考えられるのが、親の就労状況の改善である。そこで、表5においては、まず、母親の就労率と雇用形態を示した。紙面の関係から、ここでは小学5年生のみを示している。これを見ると、小学5年生全体では母親の就労率が69.3%から81.0%に11.7ポイントの上昇をしている（ $\chi^2=66.6, p=0.00$ ）。ふたり親世帯の母親に限ると、この率は67.2%から80.4%の13.2ポイントの上昇である（ $\chi^2=70.2, p=0.00$ ）。ひとり親世帯の母親はそもそも就労率が高く、2016年の89.2%から、2022年の

86.7%と若干の減少となっている（差は統計的に有意ではない）。就労率だけでなく、正規雇用率も上昇している。これについては、ふたり親世帯の母親もひとり親世帯の母親も確認できる。ふたり親世帯の母親については、無職、自営・自由・個人請負・その他の働き方の減少と、正規雇用の増加が読み取れる。一方で、ひとり親世帯の母親は、正規雇用の増加が、非正規雇用の減少を伴っている。すなわち、ふたり親世帯の母親についてもひとり親世帯の母親についても、就労状況が「改善」していると解釈できる。

<表 5 母親の就労率・勤労形態>

それでは、母親の就労状況の「改善」は、就労による所得の増加をもたらしているのだろうか。図 2 は、ふたり親世帯の母親、ひとり親世帯の母親の勤労収入の分布である。ふたり親世帯については、いわゆる「130 万円の壁」が要因と見られる「山」が顕著であるが、この山の大きさは 2016 年から 2022 年にかけて小さくなっている。また、200 万円以上の勤労収入を得る割合も多くなっている。ひとり親世帯の母親については、2016 年では約 200 万円に分布のピークがあり、分散も比較的に小さかったが、2022 年調査では、そのピークが低くなり、1000 万以上の割合も増えている。

<図 2 母親の勤労収入、世帯タイプ別>

このような母親の勤労所得の増加は、正規雇用の比率が増えたことによって説明できるであろうか。それとも、正規、非正規の中でも勤労所得は上昇傾向にあるのであろうか。そこで、正規雇用、非正規雇用別に母親の勤労収入を集計すると（図 3）、正規雇用については 2016 年度調査時点の分布とほぼ重なるものの、400 万円前後の「山」が高くなり、低所得層が若干減り、高所得層が増えている。また、非正規雇用については、ピークが低くなり、低所得層の減少、高所得層の増加を確認することができる。

<図 3 母親の勤労収入、就労形態別>

父親については（表 6）、2016 年と 2022 年度調査の間に統計的に有意な差は確認できない。これは、ふたり親世帯の父親に限っても同様の結果であった。父子世帯の父親については、標本数が少ないため集計していない。

<表 6 父親の就労率・勤労形態>

これらの結果から、2016 年度から 2022 年度への等価世帯所得の上昇は、母親の就労率の上昇、正規雇用率の上昇、そして、正規、非正規の両者において所得の増加によってもたら

されたものと結論づけることができる。

6. 子どもの物質的剥奪と所得の関連

通常であれば、等価世帯所得の増加は、子どもの物質的剥奪の減少をもたらすことが期待される。しかし、先にみたように、いくつかの年齢と世帯タイプにおいては、等価世帯所得が改善したのにも関わらず、子どもの物質的剥奪率が増加もしくは横ばいとなっている。すなわち、同じ所得であっても、子どもの生活に関わる項目を「金銭的な理由でしていない」と回答している確率が高くなっている可能性がある。

これを確かめるために、子どもの物質的剥奪の判別に用いられる 15 の項目のそれぞれについて、それを「金銭的な理由でしていない」と回答した場合に 1、そうでない場合に 0 とする変数を被説明変数、等価世帯所得と 2022 年度ダミー変数（基準は 2016 年）を説明変数、子どもの性別をコントロール変数とするロジスティクス分析を行った。もし、2022 年度ダミー変数のオッズ比が 1 以上である場合は、2022 年度は 2016 年度に比べ、同じ等価世帯所得であっても子どもに関する項目が剥奪となる確率が高いことを表す。紙面の制約から、ここでは最も低所得率が大きく減少した小学 5 年生の分析を行う。

図 4 に結果を示す。示しているのは、2022 年度ダミー変数のオッズ比である。濃い青の項目は、オッズ比が統計的に有意な項目を示している。

<図 4 2022 年のオッズ比 子どもの物質的剥奪の各項目>

図 4 から、15 の項目のうち、1 つ（「お誕生日のお祝いをする」）以外はオッズ比が 1 を超えており、2022 年度は 2016 年度に比べて、これらの項目が剥奪となる確率が高いことを示している。中でも、「子ども用のスポーツ用品」「海水浴に行く」「遊園地やテーマパークに行く」「子どもが自宅で宿題をすることができる場所」「キャンプやバーベキューに行く」「子どもの年齢に合った本」「1 年に 1 回程度家族旅行に行く」については、統計的に有意な推計値となっている。

7. 考察

本分析から得られた知見は、以下にまとめられる。

まず、等価世帯所得という一元的な指標で見ると、東京都墨田区・豊島区の子育て世帯の状況は改善しており大幅な所得の増加を確認することができる。特に、小学 5 年生、16-17 歳においては、増加分が大きかった。この増加は、母親の就労率の上昇と、正規雇用率の上昇、および、各就労形態においての所得の増加によってもたらされている。

しかし、所得の増加は、それに見合う子どもの物質的剥奪の改善はもたしていない。世帯タイプや学年によっては、子どもの物質的剥奪が増加している。ロジスティック分析の結果、2022 年度は 2016 年度に比べ、同じ等価世帯所得であっても、子どもの生活に係

る各項目が剥奪状況となる確率が 1.5 倍から 2.3 倍高くなることがわかった。

これらの結果から、若干の考察を述べる。

同じ所得であっても、物質的剥奪に陥る可能性が高くなっている理由は、いくつか考えられる。一つは、物価高騰によるこれら項目の価格上昇である。当然であるが、これは生活のあらゆる項目について該当する。もう一つは、コロナ禍を経て、子どもの生活自体により「お金がかかる」ようになった可能性である。本報告にて、剥奪の確率が上がった項目のうち多くは「海水浴に行く」「遊園地やテーマパークに行く」「家族旅行に行く」など子どもの体験にかかわるものであった。新型コロナ感染症が 5 類に以降したとは言え、これら体験にかかるコストが高くなったことが考えられる。

ここから得られる示唆は、子どもの貧困を測定する際には所得ベースの相対的貧困率のみでは、子どもの貧困、生活困難を把握できない可能性があるということである。特に、現行の相対的貧困率は、社会全体の中央値を比較の基準としているため、高齢化率が高まっている日本においては、消費パターンが異なる子育て世帯と高齢者世帯を同じ基準で測ることの妥当性を今一度検討するべきであろう。

本研究は、学変(A)JP-22H05098 および JP-22H05097 の研究費助成を受けて行われている。なお、開示すべき COI はない。

【参考文献】

- 阿部彩(2019)「親から見た剥奪と子から見た剥奪～親は何をあきらめ、子は何が欲しいのか～」『貧困研究』第 22 号, p.94-105.
- 阿部彩(2018)「日本版子どもの剥奪指標の開発」首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター Working paper Series No.1.
- 阿部彩(2014)「日本における剥奪指標の構築に向けて：相対的貧困率を補完する指標の検討」『季刊社会保障研究』Vol.49, No.4, p.360-371. (2014.3.31)
- 阿部彩(2006)「相対的剥奪の実態と分析：日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策における福祉と就労(社会政策学会誌第 16 号)』法律文化社, pp.251-275.
- Bradshaw, J., & Finch, N. (2003) “Overlaps in Dimensions of Poverty.” *Journal of Social Policy* 32(4), pp. 513-525. doi:10.1017/S004727940300713X
- Giannola, Michele (2022) : Parental investments and intra-household inequality in child human capital: Evidence from a lab-in-the-field experiment, IFS Working Paper, No. W22/28, Institute for Fiscal Studies (IFS), London, <https://doi.org/10.1920/wp.ifs.2022.2822>
- Gordon, D. and Pantazis, C.(1997)(Eds.) *Breadline Britain in the 1990s*, Ashgate: Aldershot.
- Gordon, et al. (2000) *Poverty and Social Exclusion in Britain*, Rowntree Foundation.
- Guio, Guio, Gordon, Marlier, Najera & Pomati (2018) “Towards an EU measure of child deprivation,” *Child Indicators Res* (2018) 11: 835-860,

- キッズドア(2023)『2023 夏物価高騰に係る緊急アンケートレポート(概要)』https://kidsdoor.net/wp-content/uploads/2023/06/2023_summary.pdf
- 厚生労働省(2023)「2022(令和4)年国民生活基礎調査の概要」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/index.html> (アクセス日 2023/9/17)
- Lanau, A., Fifita, V. Do Households Prioritise Children? Intra-Household Deprivation a Case Study of the South Pacific. *Child Ind Res* 13, 1953–1973 (2020). <https://doi.org/10.1007/s12187-020-09729-5>
- Mack, J. and Lansley, S.(1985)*Poor Britain.*, Allen and Unwin; London.
- Main, Gill and Bradshaw, Jonathan (2012) “A Child Material Deprivation index,” *Child Indicators Research*, DOI 10.1007/s12187-012-9145-7
- Main, G., & Bradshaw, J. (2016). Child poverty in the UK: Measures, prevalence and intra-household sharing. *Critical Social Policy*, 36(1), 38–61
- Nolan, Brian and Whelan, Christopher T. (2012) “Using Nonmonetary Deprivation Indicators to Analyze European Poverty and Social Exclusion,” Besharov, Douglas J. & Couch, Kenneth A. eds. *Counting the Poor: New Thinking About European Poverty Measures and Lessons for the United States*, Oxford University Press, p.343–362.
- Ridge, Tess (2002) *Child poverty and social exclusion*, Bristol: The Policy Press.
- 首都大学東京子ども・若者貧困研究センター (2017)『子供の生活実態調査 報告書』.
- Boarini, R. and M.Mira d’Ercole(2006)“Measures of Material Deprivation in OECD Countries”, OECD Social, Employment and Migration Working Paper No.37, OECD : Paris.
- European Commission (2013) ‘EUROPE 2020’ http://ec.europa.eu/europe2020/index_en.htm (lastaccess 2014/1/17).
- Organization of Economic Cooperation and Development (2009) *Doing Better for Children*, OECD: Paris.
- Schenck-Fontaine, Anika & Panico, Lidia (2019) “Many Kinds of Poverty: Three Dimensions of Economic Hardship, Their Combinations, and Children’s Behavior Problems,” *Demography* (2019) 56 (6): pp. 2279–2305.
- <https://doi.org/10.1007/s13524-019-00833> Stiglitz, Joseph E. , Sen, Amartya, Fitoussi, Jean-Paul et al. (2009) Report by the Commission on the Measurement of Economic Performance and Social Progress. <http://stiglitz-sen-fitoussi.fr> (邦訳 福島清彦訳(2012)『暮らしの質を測る—経済成長率を超える幸福度指標の提案』金融財政事情研究会)。
- Townsend, P.(1979)*Poverty in the United Kingdom*, Allen Lane and Penguin Books.
- Zimmermann, Laura (2012) Reconsidering Gender Bias in Intrahousehold Allocation in India, *The Journal of Development Studies*, 48:1, 151–163, DOI: 10.1080/00220388.2011.629652

表1 調査の概要

	2016 年度調査		2022 年度調査	
実施	2016 年 8 ～ 9 月		2023 年 1 ～ 2 月	
対象自治体	墨田、豊島、日野、調布		墨田、豊島、中野	
	配布数	有効回収数*	配布数	有効回収数
	(カッコ内 墨田・豊島分)		(カッコ内 墨田・豊島分)	
小 5	6,296(3,038)	2,863(1,308)	3,103(3,103)	1,063(1,063)
中 2	6,785(3,223)	2,917(1,372)	2,224(2,224)	627(627)
16-17 歳	6,848(3,310)	2,649(1,220)	4,814(3,150)	1,477(908)

* 子ども票ベース

表2 子どもの物質的剥奪の測定に用いられた 15 項目

- 1.海水浴に行く
- 2.博物館・科学館・美術館などに行く
- 3.キャンプやバーベキューに行く
- 4.スポーツ観戦や劇場に行く
- 5.遊園地やテーマパークに行く
- 6.毎月おこづかいを渡す
- 7.毎年新しい洋服・靴を買う
- 8.習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わず
- 9.学習塾に通わせる
- 10.お誕生日のお祝いをする
- 11.1 年に 1 回程度家族旅行に行く
- 12.クリスマスのプレゼントや正月のお年玉
- 13.子どもの年齢に合った本
- 14.子ども用のスポーツ用品
- 15.子どもが自宅で宿題をすることができる場所

表3 3軸の経年変化（学年別）：2016、2022

		全こども		ふたり親世帯		ひとり親世帯			
		2016	2022	2016	2022	2016	2022		
小学	低所得	13.4	8.5 ***	9.8	6.8 **	42.2	22.5 ***		
5年	家計の逼迫	8.7	6.3 **	6.7	4.5 **	24.6	22.6		
	子どもの物質的剥奪	8.1	8.5	7.0	7.0	16.7	20.6		
中学	低所得	11.8	9.7	7.9	7.1	37.8	21.4 ***		
2年	家計の逼迫	9.0	8.1	7.2	5.6	20.4	20.0		
	子どもの物質的剥奪	13.3	13.6	10.4	9.1	31.7	36.4		
16-	低所得	11.5	9.3	8.0	5.4 *	29.3	17.3 **		
17	家計の逼迫	7.8	8.3	5.6	5.6	18.8	15.5		
歳	子どもの物質的剥奪	16.4	14.6	12.8	8.8 **	33.0	31.1		

※ χ^2 検定にて検定。***1%, **5%, *10%有意水準

出所：筆者計算

表4 等価世帯所得：平均、標準偏差、低所得率（学年別）

		小学5年生		中学2年生		16-17歳			
		2016	2022	2016	2022	2016	2022		
全世帯	n	1038	840	1110	497	972	668		
	平均(万円)	335	448 ***	328	389 ***	332	448 ***		
	標準偏差	152	240 ***	147	227 ***	153	250		
ふたり親	n	922	750	964	407	811	496		
	平均(万円)	350	469 ***	348	420 ***	353	490 ***		
	標準偏差	145	236 ***	136	223 ***	144	242		
ひとり親	n	116	89	143	89	157	156		
	平均(万円)	212	278 ***	199	247 **	229	337 ***		
	標準偏差	152	202 ***	147	190 ***	153	234		

※ 平均値はt検定、標準偏差はBartlett's検定にて検定。***1%, **5%, *10%有意水準

出所：筆者計算

表5 母親の就労率・雇用形態（小学5年生）

	全母親		ふたり親世帯の母親		母子世帯の母親	
	2016	2022	2016	2022	2016	2022
就労率	69.3	81.0	67.2	80.4	89.2	86.7
正規雇用	21.7	34.1	20.1	33.2	37.5	43.3
非正規雇用	38.7	40.7	38.4	40.7	41.7	40.0
自営・自由・個人請負・その他	8.9	6.3	8.8	6.6	10.0	3.3
専業主婦	30.7	19.0	32.8	19.6	10.8	13.3
<i>n</i>	1261	1001	1141	910	120	90
χ^2 値	66.6(p=0.000)		70.2 (p=0.000)		3.9 (p=0.268)	

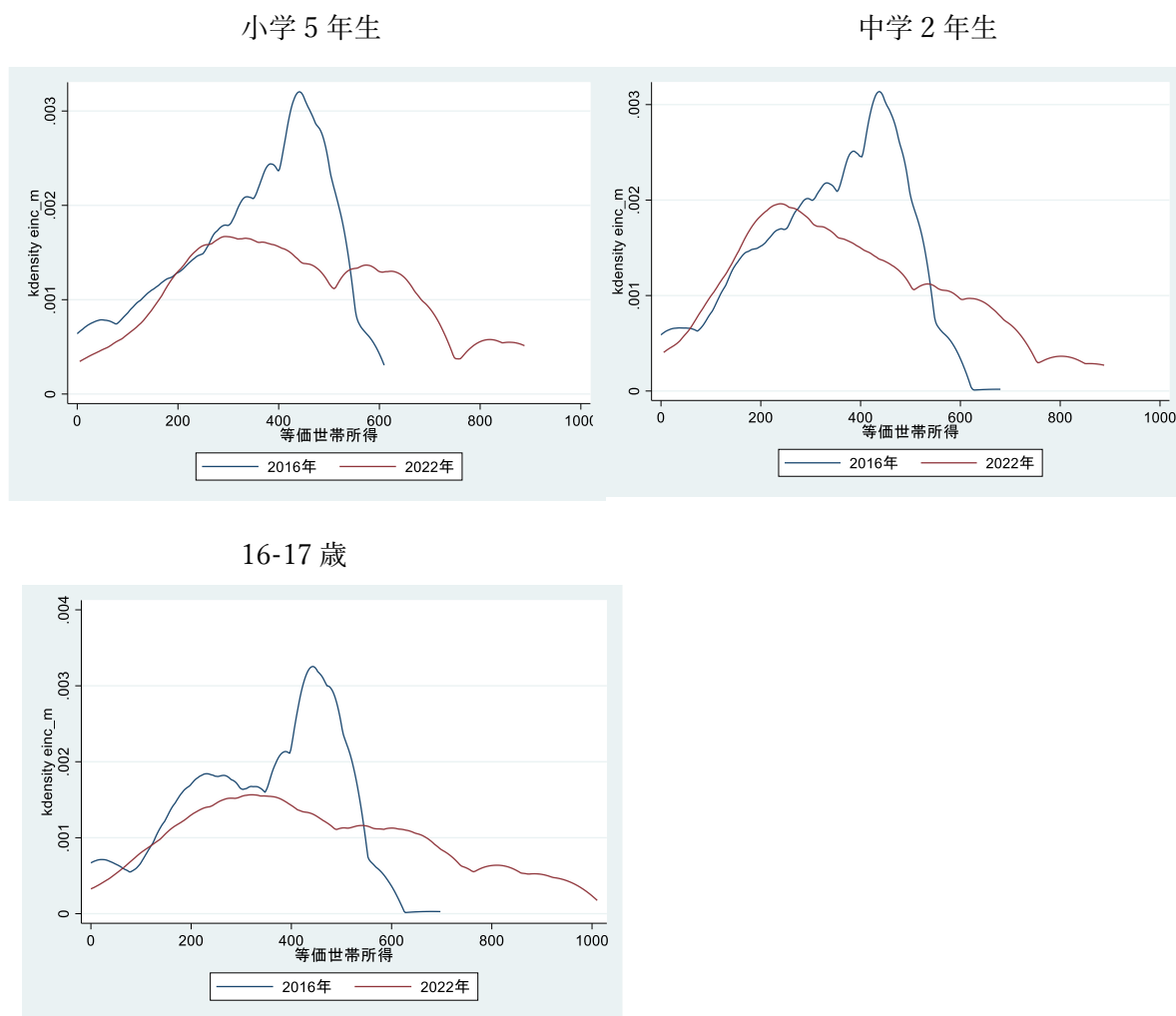
出所：筆者計算

表6 父親の就労率・雇用形態（小学5年生）

	全父親		ふたり親世帯の父親	
	2016	2022	2016	2022
就労率	99.0	99.3	99.0	99.3
正規雇用	82.9	81.8	83.0	82.0
非正規雇用	2.4	2.3	2.4	2.1
自営・自由・個人請負・その他	13.7	15.3	13.6	15.3
専業主婦	1.0	0.7	1.0	0.7
N	1143	923	1125	910
χ^2 値	1.5	p=0.672	1.9	p=0.598

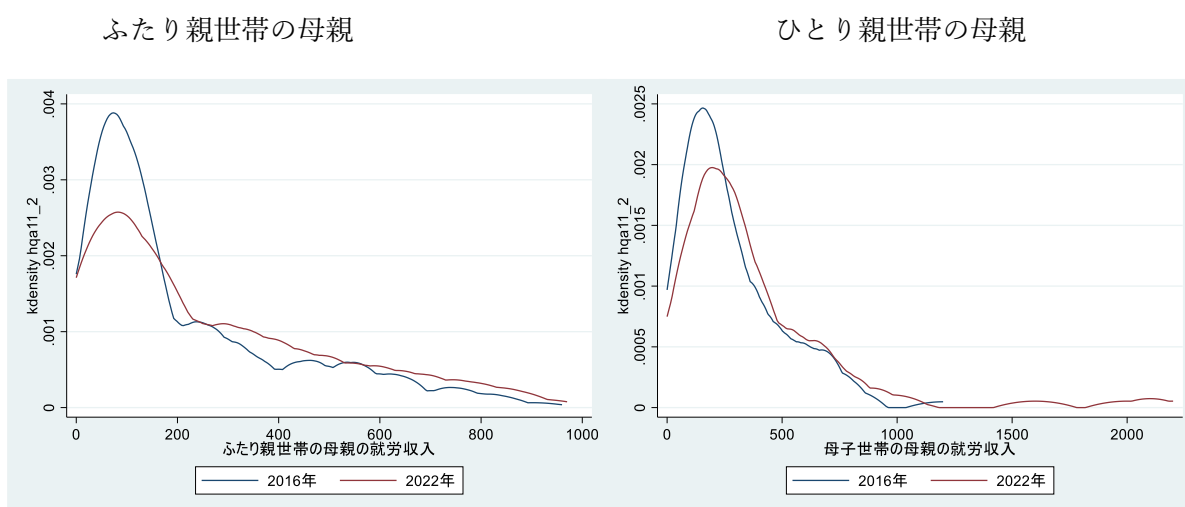
出所：筆者計算

図1 世帯所得の分布（小学5年生、中学2年生、16-17歳）



出所：筆者計算

図2 母親の勤労収入の分布（小学5年生）：世帯タイプ別



出所：筆者計算

図3 母親の勤労収入の分布（小学5年生）：就労形態別

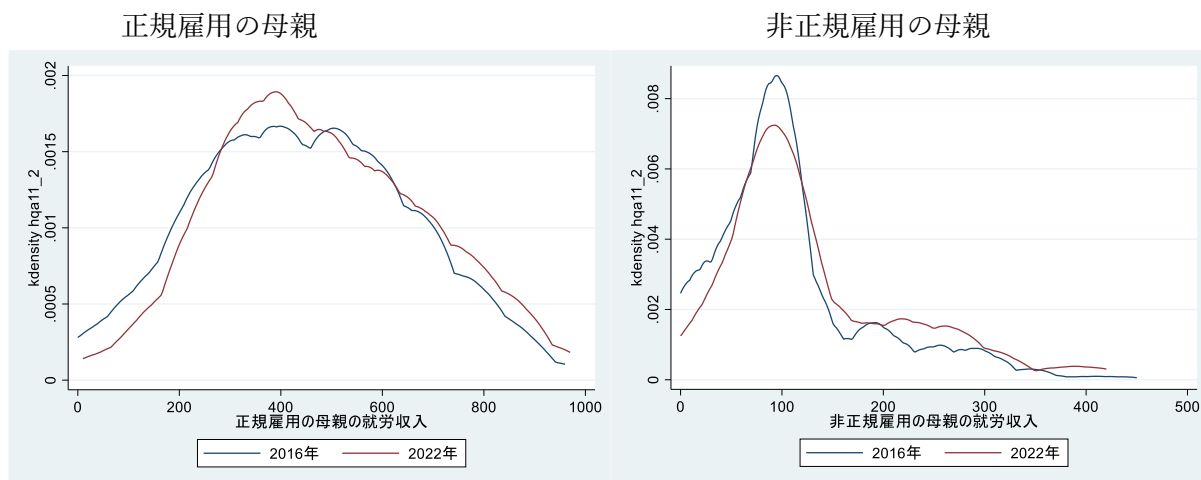


図4 2022年ダミー変数のオッズ比

